

2023 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで4枚）

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 本件不動産を所有していたAは、遅くとも平成27年11月ころには脳循環障害のために意思能力を喪失した状態にあった。
- 2 Aの長男Bは、平成30年1月21日から平成31（令和1）年4月19日までの間に、自らが経営するC会社の事業のためにY1会社、Y2会社などから融資を受ける際に、Aの意思に基づくことなく、その代理人として本件不動産に根抵当権を設定し、それぞれその旨の登記を経由した（以下、これらの登記を「本件各登記」という。）。
- 3 また、Bは、平成31（令和1）年4月19日、やはりAの意思に基づくことなく、その代理人としてY1との間でC会社のY1に対する商品売買取引等に関する債務をAが連帯保証する旨の契約を締結した。
- 4 その後、C会社の経営は行き詰まり、令和1年9月1日にBが自殺するとともに、C会社は倒産した。
- 5 Bの死亡に際して、その相続人である妻のDおよび子のX1、X2が、相続によりBの権利義務を承継した。
- 6 Aは、令和2年5月21日、福岡家庭裁判所において後見開始の審判を受け、この審判は、令和2年6月9日に確定した。
- 7 そして、Aの後見人に就職したDは、法定代理人となって、令和2年7月7日、Yらに対する本件各登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した（以下、これを「本訴請求」とか「本件訴訟」という。）。
- 8 本件訴訟の第1審の審理中である令和3年10月4日に、Aが死亡し、Xらが代襲相続により、本件不動産を取得するとともに、訴訟を承継した。
- 9 本訴請求は、Xらが、Yらに対し、本件不動産の所有権に基づき、本件各登記の抹消登記手続を求めたものであったが、Y1は、その際、反訴として、Xらに対してAの相続人として前記連帯保証債務を履行するよう求めてきた（以下「反訴請求」という。）。

〔設問1〕

Y1による上記下線部分のような内容の反訴請求は、いったいどのような法的主張、法律構成に基づいてなされているものと考えられるだろうか。

〔設問2〕

Y 1 の以上のような主張に対して、Xらは、どのような反論を展開して対抗してくることが予想されるだろうか。

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

ABC は、地域の情報発信サイトを構築し、特産品を用いた産業振興に関するコンサルティング事業を共同で立ち上げることを企画し、事業資金について相談した結果、D 信用組合から負担部分を各人3分の1とする条件にて、連帯して600万円を借り受けた。次の場合、ABC それぞれの求償関係はどのようになるかにつき、検討しなさい。なお利息および遅延損害金については考慮しなくてよい。

〔設問1〕

返済期限が到来し、D から全額につき請求を受けたところ、手元資金の範囲である150万円のみ弁済を行った。この場合においてAはBおよびCに対して求償することができるかについて述べなさい。

〔設問2〕

上記設問1の状況において、BがDに対して200万円の反対債権を有していたところ、AがDからの全額請求を受けた際に、BCに対して事前の通知を行うことなく150万円を弁済していた場合、BはAからの求償を拒絶しうるかについて、その後の法的処理を含めて検討しなさい。

第3問（民事訴訟法）

亡Aの相続人には、XとYがいる。

亡Aは、その生前に、Yに全財産を相続させる旨の遺言（以下「本件遺言」という。）をしていた。

Xは、亡Aの死亡後、Yに対し、本件遺言の無効確認を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

〔設問〕

本件訴訟は適法か。